

学校法人愛知大学と株式会社名古屋銀行との連携・協力に関する基本協定書

学校法人愛知大学（以下「甲」という。）と株式会社名古屋銀行（以下「乙」という。）は、地域経済の活性化等に資する人材を育成するために、甲の学生のキャリア形成を支援する活動を実施することに合意したので、次のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地域社会の発展、相互の人材育成に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 前条の目的を達成するために、甲と乙は次に掲げる事項において連携・協力をする。

- (1) 甲の学生のキャリア形成支援にかかる事項
- (2) 相互の人材育成にかかる事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、双方が合意する事項

（経費負担）

第3条 前条に定める連携・協力の実施については、双方それぞれの予算措置、規程の範囲内で行うものとし、本協定書により双方は新たに特定の経費負担を負うものではない。

（協定の事務担当窓口）

第4条 本協定に基づく連携・協力の推進のため、双方に事務担当窓口を設置する。

（有効期間）

第5条 本協定は、締結の日から1年間効力を有するものとする。ただし、期間満了の2か月前までに甲又は乙のいずれからも特段の申し出がない場合には、引き続き1年間効力が延長されるものとし、以後も同様とする。

（その他）

第6条 本協定の改正又は廃止が必要な場合、もしくは本協定の運用等に関して疑義等が生じた場合には、甲乙協議の上、決定又は解決するものとする。

以上の証として、この基本協定書2通を作成し、双方各1通を保管する。

平成25年11月29日

(甲) 愛知県豊橋市町畑町字町畑 1-1

学校法人愛知大学

学長・理事長

藤元 亮



(乙) 愛知県名古屋市中区錦三丁目 19 番 17 号

株式会社名古屋銀行

代表取締役頭取

甲村 昌弘

